

学校いじめ防止基本方針

生徒課

桐生第一高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- （1）本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- （2）本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

2 校内組織

本校は、「桐生第一高等学校 いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、迅速かつ組織的に行う。

【構成員】

- （1）委員長 校長
- （2）委員 教頭、副教頭、健康衛生課課長、生徒課課長、学年課長、養護教諭、スクールカウンセラー

※なお、個々の事案に応じ、担任、部活顧問、教科担当、関係職員を加える。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導を行う。

4 連携

- （1）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合、また、いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄の警察署等に通報し適切な支援を求めるとともに、速やかに私学・子育て支援課に報告する。
- （2）事案に応じて刑事司法機関のほか、児童相談所等の福祉機関、病院等の医療機関その他民間団体や施設など幅広く助言・援助を求める。
- （3）いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。
- （4）事案に関する事実関係とその対応、および解消に至るまでの経過は随時、私学・子育て支援課

を通じて県教育委員会に報告する。

5 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに私学・子育て支援課に報告するとともに、私学・子育て支援課又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害の生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間とは、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

6 その他留意事項

- (1) 児童生徒の心に寄り添うことを心掛け、普段から迅速かつ誠意ある行動で児童生徒ならびに保護者との信頼関係を築き、相談しやすい環境を整える。また、学校内外を問わず、相談窓口の周知を行い、連携と協働についての体制を構築する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ①少なくとも3ヶ月以上継続して、いじめに係る行為が止んでいること。
 - ②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと被害者本人及びその保護者に対し、面談等により確認できていること。
- (5) インターネット上のいじめは人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させる。また、SNS等に頼らない人間関係づくりや心の通じ合うコミュニケーション能力の向上に努める。
- (6) いじめ防止のための具体的な取組状況や達成状況を学校評価において評価し、その評価結果を踏まえ、改善を図る。

附則 この基本方針は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この基本方針は、平成 29 年 8 月 28 日から一部改正し、施行する。

附則 この基本方針は、平成 30 年 7 月 1 日から一部改正し、施行する。

附則 この基本方針は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正し、施行する。